

「知って得する？」社労士の独り言 第37回

令和2年8月以降の改正情報のあらし

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
特定社会保険労務士 石川 貢

1. 厚生年金保険の標準報酬月額の上限定改定（令和2年9月1日からの予定）

令和2年9月1日より、厚生年金保険の現在の標準報酬月額の最高等級（第31級・62万円）の上に、新たな等級（65万円）が追加され、上限が引き上げられます。健康保険の標準報酬月額の最高等級（第50級・139万円）に変更はありません。また、今回の上限改定に際して、事業主が行う手続きはありません。改定後の新等級に該当する被保険者の方がいる事業主には、9月下旬以降に日本年金機構から「標準報酬改定通知書」が送付される予定になっています。

〈改正前〉

月額等級	標準報酬月額	報酬月額
(旧) 第31級	620,000円	605,000円以上

〈改正後〉

月額等級	標準報酬月額	報酬月額
(新) 第31級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満
(新) 第32級	650,000円	635,000円以上

2. 労働者災害補償保険法の改正（令和2年9月1日から適用）

令和2年9月1日以降に複数の会社等に雇用されている労働者の方が、ケガをしたり病気になったり又は、死亡された場合に下記改正事項の対象になります。

① **現行では**災害が発生した勤務先の賃金額のみを基礎に給付額等を決定していましたが、**改正後は**すべての勤務先の賃金額を合算した額を基礎に給付額等を決定することになりました。この対象となる給付は、休業（補償）給付、遺族（補償）給付や障害（補償）給付などです。

② **労災認定**において、**現行では**それぞれの勤務先ごとに負荷（労働時間やストレス等）を個別に評価して労災認定の可否を判断していましたが、**改正後は**それぞれの勤務先ごとに負荷（労働時間やストレス等）を個別に評価して労災認定できない場合は、すべての勤務先の負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価して労災認定の可否を判断することになりました。この対象疾病は、脳・心臓疾患や精神障害等です。

※特別加入者の方も今回の制度改正の対象となります。

*リーフレット：複数の会社等に雇用されている労働者の方々への労災保険給付が変わります。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000645682.pdf>

3. 雇用保険法の改正

① 離職票の被保険者期間の算定方法が変更されました（令和2年8月1日から適用）

失業等給付を受給するには、離職をした日以前の2年間に、「被保険者期間」が通算して12か月以上（特定受給資格者または特定理由離職者は、離職の日以前の1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上）あることが必要でした。しかし、週の所定労働時間が20時間以上あり、かつ、雇用見込み期間が31日以上あって、雇用保険被保険者となる要件を満たしていても、賃金支払基礎日数が11日に満たないために、被保険者期間とならない期間が生じていることから、日数だけでなく労働時間による基準も補完的に設定するよう見直しが行われ、「賃金支払の基礎となった労働時間数が80時間以上ある月」を1か月として算定できるようになりました。

今回の改正で、令和2年8月1日以降に離職日「離職証明書」を作成する際は、「⑨欄」と「⑩欄」に記載する賃金支払基礎日数が10日以下の期間については、当該期間における賃金支払の基礎となった労働時間数を「⑬欄」に記載することになりました。

*リーフレット：失業給付の受給資格を得るために必要な「被保険者期間」の算定方法が変わります。

<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/content/contents/000666211.pdf>

② 給付制限期間が2箇月に短縮されます（令和2年10月1日から適用）

令和2年10月1日以降に離職された方は、離職日を基準とした5年間を一つの単位とし、正当な理由がない自己都合により退職した場合であっても、その5年間のうち2回までは給付制限期間が2か月となります。2回を超える場合は今まで通り給付制限期間は3箇月となります。ただし、自己の責めに帰すべき重大な理由で退職された方の給付制限期間は、これまでどおり3箇月です。詳しくは下記リーフレットを参照ください。

*リーフレット：給付制限期間が2箇月に短縮されます

https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/content/contents/tori_kyufukikan_tansyuku021001.pdf

4. 令和2年度の最低賃金「神奈川県は1,012円！」（令和2年10月からの予定）

令和2年度の最低賃金は、例年示されていた中央最低賃金審議会からの目安が示されず、地方最低賃金審議会に審議が委ねられました。この結果、地方労働局長への答申は、おおむね1円～2円の引上げが多くなっています。その中で、東京都は現行据置の（1,013円）で、神奈川県は昨年度より1円引上げの1,012円で答申されました。

以上、令和2年8月以降の改正情報のあらしをお示ししましたが、予定となっている個所は、8月7日現在で詳細が決まっていません。今後の経緯を見守りたいと思います。